



## 通信契約の勧誘にご注意！

通信サービス勧誘の相談が後を絶ちません。

問合 消費生活センター(ステーションNビル3階) ☎753・5555

### 相談

「携帯電話料金が安くなる」と電話があり、料金プランの変更だと思い承諾した。その後、プラン内容を携帯電話会社に確認すると「勧誘電話はしていない。他業者からではないか」と言われた。着信のあった番号に電話をかけ、キャンセルすると伝えると了承された。ところが10日後にモバイルWi-Fiルーターと契約書が届いた。どうすればよいか。

モバイルWi-Fiルーターとは、インターネットに接続する機器で持ち運びできるタイプのものです。契約書には通信契約と機器の購入契約が記載されていました。相談者には「既にキャンセル済みなのに商品が届いた」ことを業者に連絡するよう伝え、対応に納得できない場合はセンターから交渉すると助言しました。後日「着払い商品を返送し解決した」と連絡がありました。

通信契約は電気通信事業法が適用されます。クーリング・オフはありませんが初期契約解除があり、契約書受領日から8日以内であれば契約を解除できます。違約金は発生しませんが、契約解除までに利用したサービス利用料や手数料、工事費などは請求されます。

このほかにも安くなると電話勧誘を受け、「内容がよく分からないまま契約をしてしまった」「逆に料金が高くなった」との相談も寄せられています。また、自宅へ訪問され勧誘を受けたケースもあります。

電話勧誘を受けたときは業者名と連絡先、サービスの内容をしっかり確認し、その場で承諾をしないようにしましょう。特に他社に契約変更をする場合は現在利用中のサービスと比較し検討しましょう。



## 健 康 相 談 Q+A



お餅を喉に詰まらせたときの対処法を教えてください。



厚生労働省の人口動態統計(4年)によると、「食物の誤えんによる気道閉塞」<sup>へいそく</sup>で亡くなつた方は年間4,600人以上で、その9割以上が65歳以上です。餅による事故は1月、特に三が日に集中しやすいことが知られています。

予防の基本は小さく切る、少量ずつ・よく噛むことです。食べる前にお茶や汁物で喉を潤し、流し込まないようにしましょう。ご家族や介護者は無理に食べさせず、食べる様子を見守ってください。

万一喉に詰まった場合、意識があるときはまず強い咳<sup>せき</sup>を促すことが第一です。取れないときは背部叩打法を行い、それでも効果がなければ腹部突き上げ法(ハイムリック法)を試みます。ただし高齢者は内臓損傷の危険があるため、圧迫の強さに注意が必

要です。周囲に人がいれば119番通報とAEDの手配を依頼し、単独のときも早めに通報しましょう。「掃除機で吸い取る」方法は危険で、かえって餅を奥に押し込む恐れがあります。絶対に行わないでください。口の中に餅が見えていて指で安全に取り出せる場合のみ対応して構いませんが、見えないものを手探りで探さないでください。

意識がなくなった場合は、胸骨圧迫(心臓マッサージ)を開始してください。訓練を受けていない方は胸骨圧迫のみで構いません。人工呼吸は異物を押し込む危険があるため家庭では推奨されません。異物が見える場合のみ取り除き、見えない場合は圧迫を中断しないことが大切です。窒息は一刻を争う緊急事態であり、高齢者は急変しやすいものです。常に119番通報を最優先に考え、咳・背部叩打・腹部突き上げ・心肺蘇生を状況に応じて速やかに行ってください。

池田市医師会

検索